

## 市町村連携地域の形成に関する協定書

遠軽町、佐呂間町及び湧別町（以下「3町」という。）は、市町村連携地域の形成に  
関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、3町が、相互に連携を図りながら、地域住民に必要な生活機能の  
確保及び地域の活性化を図るとともに、安心して暮らし続けられる地域とするため、  
市町村連携地域の形成に関して、必要な事項を定める。

### （基本方針）

第2条 3町は、前条に規定する市町村連携地域の形成に関して、次条に規定する政策  
分野の取組において、相互に役割を分担して連携し、又は協力するものとする。

### （連携する取組及び役割分担）

第3条 3町が取り組む政策分野は、生活機能の強化に係る政策分野とし、取組の内容  
及び3町の役割は、別表に定めるとおりとする。

### （事務の執行に当たつての連携、協力及び費用負担）

第4条 3町は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、  
又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 3町は、前条に規定する取組を推進するために必要な費用が生じる場合は、相互の  
受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保に係る負担並びに前項に規定  
する費用の負担については、その都度、3町が協議して別に定めるものとする。

### （協定の変更）

第5条 この協定を変更する場合は、3町が協議の上、これを定めるものとする。

### （協定の解消）

第6条 この協定を解消しようとする場合は、3町による協議により合意を得るものと  
する。

### （定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、3町が  
協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月4日

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町長

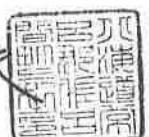
佐々木 修



常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

佐呂間町長

川根 章夫



紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町長

石田 浩志



別表（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

地域医療対策

取組内容	各市町村の役割
<p>専門員による医師の招へい、医師のお試し居住により圏域における医師を確保するとともに、妊産婦の緊急相談体制を整備し、地域で安心して出産できる体制を確保するなど、地域医療の確保を図る。</p> <p>また、フォーラム等の開催により、地域医療対策についての住民理解と共通認識を図る。</p>	<p>遠軽町</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医師招へい、妊産婦相談体制、フォーラム等の開催に係る企画・調整を行う。</li><li>・医師招へい活動を行う。</li></ul> <p>佐呂間町、湧別町</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・医師招へい、妊産婦相談体制に係る企画に参画する。</li><li>・フォーラム等を開催する。</li><li>・医師招へい活動を行う。</li></ul>

2 産業振興

地元食材を活用した特産品等開発・普及

取組内容	各市町村の役割
<p>圏域による地元食材や地場産品を活用した特産品等を開発し、特産品等を活用したイベントの実施や特産品等の販路拡大のためのプロモーション活動などを実施する。</p>	<p>遠軽町</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特産品等の開発に係る組織の設立及び事務局を担当する。</li><li>・特産品等を活用したイベント及びプロモーションの企画・調整を行う。</li></ul> <p>佐呂間町、湧別町</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特産品等の開発に係る組織に参画する。</li><li>・特産品等を活用したイベント及びプロモーションを実施する。</li></ul>